

令和2年度 経営改善普及事業



●令和元年度補正予算「小規模事業者持続化補助金（一般型）」

●令和2年度補正予算「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）」

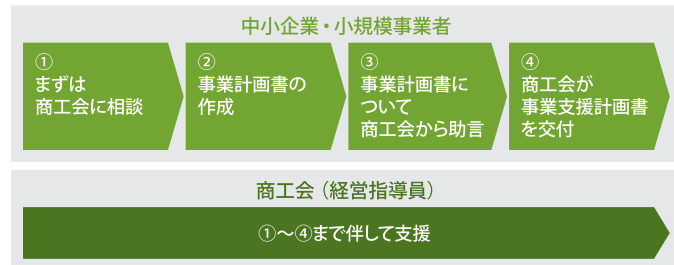
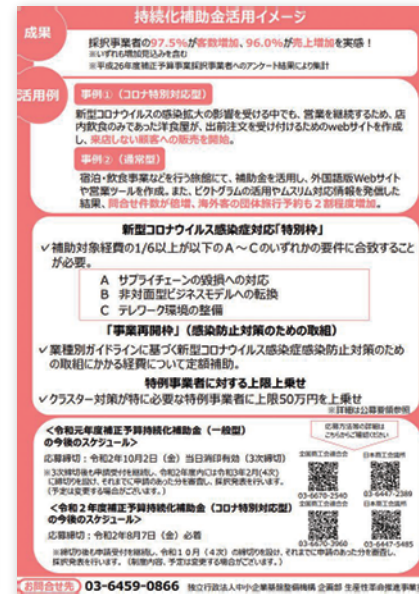
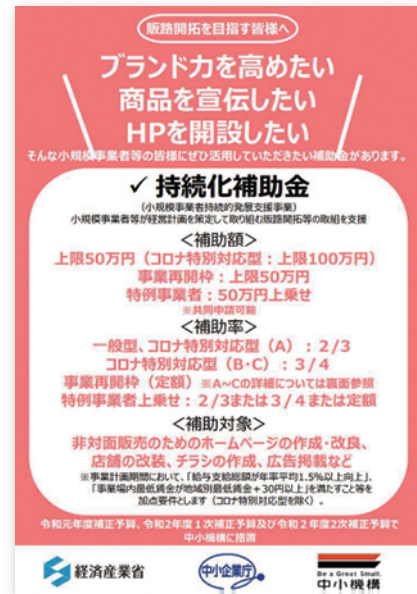
■小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大等）等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

詳しくは

全国商工会連合会ホームページ

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/



必要な書類を
補助金事務局に提出

《提出するもの》

- 小規模事業者持続化補助金事業に係る申請書
- 経営計画書
- 事業支援計画書
- 電子媒体（CD-R・USBメモリ等）
- 代表者の生年月日が確認できる公的書類の写し（例：確定申告等写し）
- 補助事業計画書
- 補助金交付申請書

※事業再開枠をご希望の場合別紙作成

簡易詳細及びスケジュール等について

〈一般型〉

書類審査で採択された場合

- ・原則50万円を上限（補助率2/3）に国から補助する制度です。
- ・事業再開枠は、採択者の為のオプションとして活用を認め、補助上限50万円。

一般型の公募スケジュール

【公募開始】2020年3月10日（火）発表

- ・第1回受付締切 2020年 3月31日（火）**[終了]**
- ・第2回受付締切 2020年 6月 5日（金）**[終了]**
- ・第3回受付締切 2020年10月 2日（金）**[締切日当日消印有効]**
- ・第4回受付締切 2021年 2月 5日（金）**[締切日当日消印有効]**

〈コロナ特別対応型〉

※新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるために、今年度に限り、コロナ特別対応型が設けられました。

書類審査で採択された場合

- 類型A サプライチェーンの毀損への対応（補助率2/3）
- 類型B 非対面型ビジネスモデルへの転換（補助率3/4）
- 類型C テレワーク環境の整備（補助率3/4）
- ・補助上限：100万円を補助
- ・事業再開枠は、採択者の為（類型A～C）のオプションとして活用を認め、上限50万円

コロナ特別対応型の公募スケジュール

【公募開始】2020年4月28日（火）発表

- ・第1回受付締切 2020年 5月15日（金）**[終了]**
- ・第2回受付締切 2020年 6月 5日（金）**[終了]**
- ・第3回受付締切 2020年 8月 7日（金）**[終了]**
- ・第4回受付締切 2020年10月 2日（金）**[郵送：必着]**

※郵送：必着となるため、提出の際は、締め切り2日前までには提出してください。

注意 「持続化補助金」と「持続化給付金」をお間違いなく!!

融 資



●新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）

●茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資（茨城県）

●パワーアップ融資（茨城県）

新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）

詳しくは ※必ず、再度ホームページを確認して最新情報を入力してください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業績悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業績が回復し、発展する事が見込まれる方 1. 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少 している方 2. 業歴3カ月以上1年1カ月前半の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して 5%以上減少 している方 (1) 過去3カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高
資金の使い道	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	8,000万円（別枠）
利率（年）	基準利率 ただし、4,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率 -0.9%（注）、4年目以降は基準利率 「実質無利子化」（注）については、ホームページで確認してください。
ご返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）
担保	無担保

パワーアップ融資（茨城県）

詳しくは ※必ず、再度ホームページを確認して最新情報を入力してください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/shosei/yushi/yushitop.html>

融資対象者	申込時点において県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業（茨城県信用保証協会の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者 (1) 直近3か月の受注高又は売上高が前年同期に比べ 5%以上減少 している者 (2) 直近3か月の受注高又は売上高が前年同期に比べ減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している者 (3) 直近3か月の粗利益が前年同期に比べ 5%以上減少 している者 (4) 中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定に基づき市町村長の認定を受けた者 (5) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた者 (6) 県が別に指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有している者			
融資条件	融資対象者	融資限度額	融資期間（据置期間）	融資利率
	上記(1)～(3)の者	設備資金5,000万円 運転資金5,000万円 併用5,000万円	設備資金10年以内(3年以内) 運転資金7年以内(2年以内) 併用7年以内(2年以内)	3年以内1.3% 3年超5年以内1.4% 5年超7年以内1.5% 7年超10年以内1.6%
	上記(4)、(6)の者	運転資金5,000万円	運転資金7年以内(2年以内)	3年以内1.3% 3年超5年以内1.4% 5年超7年以内1.5%
	上記(5)の者	設備資金5,000万円 運転資金5,000万円 併用5,000万円	設備資金10年以内(3年以内) 運転資金7年以内(2年以内) 併用7年以内(2年以内)	3年以内1.3% 3年超5年以内1.4% 5年超7年以内1.5% 7年超10年以内1.6%
信用保証料率 信用保証料補助	年0.45%～1.90% 保証料の1割を県が補助します。（補助しない場合が一部ある。）			
資金使途	経営の安定に必要な資金			
申込窓口	商工会又は中小企業団体中央会			

茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資（茨城県）

詳しくは ※必ず、再度ホームページを確認して最新情報を入力してください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/shosei/yushi/yushitop.html>

融資対象者	・県内に事業所を有する中小企業者 ・次の①～③のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた者※1 売上高等が前年同期比で ①5%以上減少※2（セーフティネット保証5号） ②15%以上減少（危機関連保証） ③20%以上減少（セーフティネット保証4号） ※1 セーフティネット保証・危機関連保証の認定は事業所所在地（原則）の市町村窓口で受けられます。認定のための様式や詳細については各市町村にお問い合わせください。 ※2 国が指定する業種が対象となります。 詳しくは中小企業庁HP→※ホームページで確認してください。 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm
融資条件①	新型コロナウイルス感染症対応資金枠
融資限度額	4,000万円
融資期間（据置期間）	設備資金・運転資金・併用10年以内（5年以内）
融資利率	3年以内：年1.3% 3年超5年以内：年1.4% 5年超7年以内：年1.5% 7年超10年以内：年1.6%
利子補給	3年間10/10補給（※3）⇒
信用保証料率	0.85%
信用保証料の補助	10/10又は5/10補助（※3）ホームページで確認してください。
経営者保証の免除	あり（※4）ホームページで確認してください。
資金使途	経営の安定に必要な資金
借換え	民間金融機関の信用保証付き融資を本制度へ借換え可能（※5）ホームページで確認してください。
融資条件②	県単独枠（※併用可）
融資限度額	4,000万円
融資期間（据置期間）	設備資金・運転資金・併用10年以内（5年以内）
融資利率	3年以内：年1.3% 3年超5年以内：年1.4% 5年超7年以内：年1.5% 7年超10年以内：年1.6%
利子補給	3年間10/10補給（※3）ホームページで確認してください。
信用保証料率	0.70%又は0.80%
信用保証料の補助	なし
経営者保証の免除	なし
資金使途	経営の安定に必要な資金
借換え	民間金融機関の信用保証付き融資を本制度へ借換え可能（※5）ホームページで確認してください。

**令和2年度 龍ヶ崎市商工会
新規会員募集中!!**
商工会未加入のお知り合い・取引先等がありましたら、是非、商工会への加入を奨めて下さい!!